

長久手市農業用井戸管理要綱

(目的)

第1 長久手市農業用井戸（以下「井戸」という。）は、安定的に長久手産農作物を生産し、地産地消を推進することを目的とする。

(位置)

第2 井戸の位置は、長久手市前熊前山地内とする。

(用途)

第3 井戸の用途は、農業用に限る。

(利用期間)

第4 利用期間は、9月1日から翌年8月31日までとする。

(使用料)

第5 利用者は、定められた使用料を、1年ごと市に納入しなければならない。

2 初年度の利用開始日が9月1日から翌年3月31日までの場合の使用料は全額、4月1日から8月31日までの場合の使用料は半額とする。

(団体による管理)

第6 市長は、指定する管理団体（以下「団体」という。）に井戸の管理を行わせることができる。

(団体が行うことができる業務の範囲)

第7 団体が行う場合の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 利用申請及び許可に関する業務
- (2) 利用者名簿の管理
- (3) バルブ鍵の管理
- (4) 苦情、相談等の対応
- (5) 周辺及び設備等の清掃
- (6) 団体の運営に関する業務
- (7) その他の必要な業務

2 市が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 井戸の使用料の徴収に関する業務
- (2) 井戸及び付属設備の維持管理、修繕及びメンテナンスに関する業務
- (3) その他必要な業務

(利用者及び資格)

第8 利用者は、長久手市内で耕作を行う個人又は法人とする。

- 2 利用資格の譲渡は、認めない。
- 3 利用者は、団体に入会しなければならない。
- 4 利用者は、誓約事項を遵守しなければならない。

(利用許可の申請)

第9 井戸の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「長久手市農業用井戸利用申請書（様式1）」を団体の長に提出する。

(利用の許可)

第10 団体の長は、利用を許可するときは、申請者に「長久手市農業用井戸利用許可書（様式2）」を交付する。

(利用の中止)

第11 利用者は、利用の中止をしようとするときは、「長久手市農業用井戸利用中止届（様式3）」を団体の長に提出して、利用を中止することができる。

(利用の取消し)

第12 市長及び団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条による許可を取消することができる。

- (1) 利用者がこの要綱又は団体の規則等の規定に違反したとき。
- (2) 市長が行政目的に使用する必要が生じたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料の還付)

第13 納付された使用料は還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(業務年度)

第14 業務年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(委任)

第15 その他要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。